

事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 1 日

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 御 中
す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 担 当 課

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課

体 罰 に 係 る 実 態 把 握 に つ い て (依 頼)

平 素 よ り、文 部 科 学 行 政 に 御 理 解 ・ 御 協 力 を 賜 り 誠 に あ り が と う ご ざ い ま す。

体 罰 に つ い て は、「体 罰 根 絶 に 向 け た 取 組 の 徹 底 に つ い て」(平 成 2 5 年 8 月 9 日 付 け
2 5 文 科 初 第 5 7 4 号 初 等 中 等 教 育 局 長、ス ポー ツ ・ 青 少 年 局 長 通 知) に お い て、体 罰
防 止 に 関 す る 取 組 の 抜 本 的 な 強 化 を 図 る よ う 求 め て お り ま す。

つ き ま し て は、引 き 続 き、体 罰 に 係 る 実 態 把 握 に 努 め る 必 要 が あ る た め、令 和 元 年 度
に お け る 体 罰 の 実 態 に つ い て 把 握 し、別 添 の 様 式 1 に よ り 御 提 出 い た だ き ま す よ う お 願
い い た し ま す。

な お、本 調 査 結 果 は 公 表 を 予 定 し て お り ま す の で、十 分 に 精 査 の 上、御 回 答 を お 願
い い た し ま す。

【 担 当 】

児 童 生 徒 課 生 徒 指 導 室

生 徒 指 導 企 画 係、生 徒 指 導 調 査 分 析 係

電 話 : 03 (5253) 4111 (内 線 3208: 調 査 分 析 係)

F A X : 03 (6734) 3735

E-mail : s-sidou@mext.go.jp